

船舶事故等調査報告書

平成23年11月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010仙第109号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年11月8日 15時48分ごろ	
発生場所	青森県八戸市八戸港 八戸市所在の鮫角灯台から真方位257° 2,060m付近 (概位 北緯40°32.1′ 東経141°33.1′)	
事故等調査の経過	平成22年11月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第七十八 ^{だいし} 大師丸、339トン 140463、大師丸漁業株式会社 B 漁船 第十三 ^{ようせい} 洋盛丸、4.9トン AM3-50420（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級海技士（航海） B 船長B、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A 右舷船首部から中央部までの外板に擦過傷 B 右舷船首外板に亀裂、船首部マスト曲損	
事故等の経過	<p>A船は、船長Aほか7人が乗り組み、八戸市八戸漁港鮫地区魚市場前岸壁を離岸し、同地区内防波堤（以下「内防波堤」という。）出口に向け、約5ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で北進中、船長Aは、同漁港に入港するB船を視認した。</p> <p>船長Aは、内防波堤を通過後、B船が船首方から接近するので東航路の右側に向けられず、B船と左舷対左舷で行き会うよう白銀北防波堤の西側に向けて針路を北西にとったが、B船が間近になっても右転しないので、プロペラ翼角を0°としたのちに翼角を後進としたところ、平成22年11月8日15時48分ごろA船の右舷船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、八戸漁港鮫地区に着岸しようとして東航路を通過後、内防波堤入口に向け、操舵室左舷側の窓から顔を出して内防波堤入口東側の満潮時に水没することがある防波堤を確認しながら、約7～8knの速力で南東進した。</p> <p>両船は、衝突後、自力で八戸漁港鮫地区に接岸した。</p>	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南西、風力 2、視界 良好 海象：平穏、潮汐 高潮期	
その他の事項	東航路は、内防波堤の北西方400m付近に設けられていた。 船長Bは、入航中、八戸漁港鮫地区岸壁に横付けされているA船を含む船舶を確認していた。	
分析	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし
	気象・海象の関与	なし

	<p>判明した事項の解析</p>	<p>A船は北西進中、B船は南東進中、八戸漁港鮫地区において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、内防波堤東側の満潮時に水没することがある防波堤を確認しながら航行しており、適切な見張りを行っていなかったことから、出航するA船に気付かなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、八戸漁港鮫地区において、A船が北西進中、B船が南東進中、船長Bが適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	